

佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市教育振興基本計画(以下「計画」という。)の策定又は変更を行うため、佐野市教育振興基本計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定又は変更の原案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定又は変更に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育総務部長を、副委員長は教育総務課長を、委員は別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

保育課長 文化立市推進課長 スポーツ立市推進課長 学校管理課長 学校教育課長 教育センター所長 生涯学習課長 文化財課長

策定庁内検討委員会の審議経過

第1回(令和3年5月7日)佐野市役所本庁舎にて開催

- (1) 「はじめに」「総論」の構成と内容及び「本市教育の基本理念」のイメージについて

第2回(令和3年6月21日)佐野市役所本庁舎にて開催

- (1) 「総論」及び「本市教育の基本理念」の内容について

第3回(令和3年7月30日)佐野市役所本庁舎にて開催

- (1) 第1回策定懇談会結果概要について
- (2) 【各論】の内容及び成果指標について

第4回(令和3年8月23日)佐野市役所本庁舎にて開催

- (1) 第1回策定懇談会の意見結果に基づく総論の改訂部分について
- (2) 成果指標について

第5回(令和3年10月7日)

- (1) 第2,3回策定懇談会結果概要について
- (2) 今後のスケジュールについて

第6回(令和3年10月8日から11月1日)書面確認

- (1) 第2,3回策定懇談会の意見結果に基づく各論の改訂部分について
- (2) 策定懇談会委員からの計画案への最終意見について

佐野市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定又は変更に係る原案についての意見を聴くため、佐野市教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、計画の策定又は変更に係る原案に関し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) 社会教育関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) スポーツ関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (5) 文化関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (6) 佐野市社会教育委員
- (7) 佐野市立学校の校長

(任期)

第4条 委員の任期は、計画が策定され、又は変更される日までとする。

2 教育長は、前条第2項第2号から第5号までの規定のいずれかに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育総務部附教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

佐野市教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

		構成	役職	氏名
1	委員長	学識経験のある者（1号委員）	宇都宮大学 共同教育学部 教授	酒井 一博
2	副委員長	佐野市町会長連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者（2号委員）	佐野市町会長連合会 理事	尾崎 始
3	委員	社会教育関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者（3号委員）	佐野市小中義務教育学校 P T A 連絡協議会 会長	山越 智行
4	〃		佐野市の青少年とともに育つ市民の会 監事	小林 康男
5	〃		佐野市子ども会連合会 会長	奥村 美佐子
6	〃		栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会佐野支部 副支部長	山口 朱美
7	〃	スポーツ関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者（4号委員）	佐野市スポーツ協会 常任理事	神山 久夫
8	〃	文化関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者（5号委員）	佐野市文化協会 副会長	小山 武
9	〃	佐野市社会教育委員（6号委員）	佐野市社会教育委員長	小林 貴代
10	〃	市内の学校職員を代表する者（7号委員）	佐野市立小・中校長会 会長	野城 久雄
11	〃		佐野市立小学校長会 会長	豊原 守
12	〃		佐野市立中学校長会 会長	星野 智則
13	〃		佐野市教育会 会長	前出 哲子

策定懇談会の審議経過

第1回（令和3年7月13日）佐野市役所本庁舎にて開催

- （1）佐野市教育振興基本計画策定について
- （2）「はじめに」から【総論】「佐野市の教育に関する状況」までについて

第2回（令和3年9月14日）佐野市役所本庁舎にて開催

- （1）前回の会議で出された意見等について
- （2）【総論】「本市教育の基本理念」から【各論】「基本的方向3」までについて

第3回（令和3年9月30日）佐野市役所本庁舎にて開催

- （1）前回の会議で出された意見等について
- （2）【各論】「基本的方向4から基本的方向7」までについて

第4回（令和3年10月7日～29日）書面開催

- （1）前回の会議で出された意見等への回答について
- （2）佐野市教育振興基本計画（案）について

佐野市教育振興基本計画 2022-2025

令和 4 (2022) 年 3 月

発行：佐野市・佐野市教育委員会

編集：佐野市教育委員会事務局教育総務課教育政策係

住所：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地 TEL 0283 (20) 3106

